

# 「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案【省エネ法】」の概要

※日切れ法案

## 1. 背景

- (1) 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。  
(2) その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講ずる。

## 2. 法案の概要

- (1) 自らエネルギーを消費しなくとも、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナーモードの対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。  
(2) 需要家が、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価することで、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくなる。  
(3) 「本年3月31日までに廃止するものとする。」とされている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。(日切れ法案)

## 3. 措置事項の概要

### A. 民生部門の省エネ対策

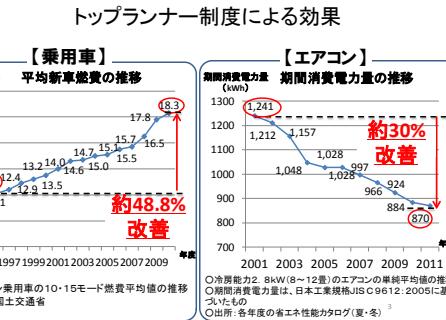
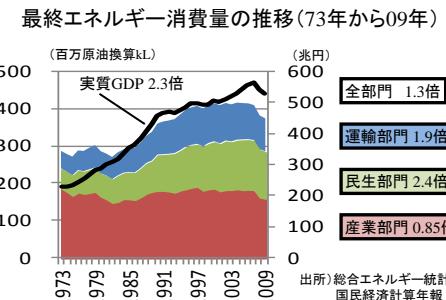
#### 建築材料等に係るトップランナーモード

- (1) これまでのトップランナーモードは、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、**自らエネルギーを消費しなくとも、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナーモードの対象に追加する。**

- (2) 具体的には、建築材料等(窓、断熱材等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る

※トップランナーモード: エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器等  
26機器  
(新規追加案) 窓、断熱材 等



	価格	省エネ性能
1999年(設定年度)	141,920円	1068kWh
2004年(目標年度)	86,740円	945kWh

### B. 電力ピーク対策

#### 需要家側における対策

- (1) 需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする。
- (2) 具体的には、ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組(節電)をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネ法の努力目標(原単位の改善率年平均1%)を達成しやすくなるよう、努力目標の算出方法を見直す。

### C. 省エネ・リサイクル支援法の廃止(日切れ)

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている、「エネルギー等の使用的合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する。